

部長及び参事官

殿

所 属 長

刑企発第103号

(県民、生企、少年、生環

捜一、捜二、組対、交企

交指、交機、高速、備一)

平成28年3月14日

10年保存(口訓)

本 部 長

高知県警察再被害防止要綱の制定について(通達甲)

事件の被害者等に対する再被害防止に関し「高知県警察再被害防止要綱の制定について(例規)」(平成13年11月22日高捜一発第1016号ほか)を制定しているところであるが、高知県警察公文書管理規程(平成27年6月本部訓令第18号)の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、当該再被害防止に関し別添のとおり「高知県警察再被害防止要綱」を定め、平成28年4月1日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

高知県警察再被害防止要綱

第1 目的

この要綱は、対象者が、検挙した犯罪の被疑者(以下「加害者」という。)から再び危害を加えられる事態を防止するために必要な基本的事項を定めることにより、再被害の未然防止を図り、もって対象者を保護することを目的とする。

第2 対象者

この要綱において「対象者」とは、犯罪の被害者又はその親族(以下「被害者等」という。)で、犯罪の手口、動機及び組織的背景、加害者と被害者等との関係、加害者の言動その他の状況から、加害者から再犯による生命又は身体に関する犯罪被害を受けるおそれが大きく、組織的・継続的な再被害防止措置を講じる必要があるものとして、指定する者をいう。ただし、対象者が、警察庁の「保護対策実施要綱」(平成23年12月22日警察庁乙刑発第11号ほか。以下「保護対策実施要綱」という。)に定める保護対象者に該当するときは、この要綱の第4に定める再被害防止措置の実施(加害者の釈放等に関する情報その他の関連情報に係る部分を除く。)は適用せず、保護対策実施要綱に基づく保護対策を実施することとする。

第3 対象者の指定等

1 対象者の指定

(1) 指定上申

署長又は本部捜査担当課長は、犯罪を検挙した場合において、当該事件の被害者等が加害者から再犯による生命又は身体に関する犯罪被害を受けるおそれがあると認めるとき又はそのおそれについて被害者等からの相談、関係機関からの通報等があったときは、対象者の指定の要否について検討し、必要があると認めるときは、別記第1号様式の再被害防止対象者指定上申書及び別記第2号様式の再被害防止対象者指定理由書により、本部捜査担当課長を経由して本部長に対象者の指定を上申するものとする。

(2) 指定

本部長は、上申のあった被害者等が対象者に該当すると認めるときは、当該被害者等を対象者に指定するものとする。

2 再被害防止措置実施署の指定

本部長は、対象者を指定したときは、対象者及び加害者の住居地、勤務地等を勘案し、一つの署を再被害防止措置実施署に指定するものとする。

3 担当官の指定

- (1) 再被害防止措置実施署に指定された署の署長（以下「措置実施署長」という。）は、原則として警部以上の階級にある者のうちから、対象者ごとに再被害防止担当官（以下「担当官」という。）を指定するものとする。この場合において、措置実施署長は、別記第3号様式の再被害防止担当官指定書（以下「再被害防止担当官指定書」という。）に必要事項を記録しなければならない。
- (2) 措置実施署長は、担当官に異動があったときその他担当官を交代させる必要があると認めるときは、新たな担当官を指定し、組織的・継続的な再被害防止措置を実施するものとする。この場合において、措置実施署長は、再被害防止担当官指定書に必要事項を記録しなければならない。

第4 再被害防止措置の実施

1 実施体制

再被害防止措置は、原則として、次の分担により相互に緊密な連絡を保ち実施するものとする。

(1) 本部捜査担当課長

本部捜査担当課長は、本部長が対象者を指定した場合には、別記第4号様式の再被害防止対象者指定書（以下「再被害防止対象者指定書」という。）及び関係書類を措置実施署長に送付するものとする。

また、本部捜査担当課長は、加害者の釈放等に関する情報を把握するほか、再被害防止に必要な関連情報を集約・分析し、再被害防止について、措置実施署長に助言・協力する。

(2) 措置実施署長

措置実施署長は、再被害防止に関する総合的な体制を確立するとともに、関係署長と連携の上、2に定める措置事項の実施に当たるものとする。この場合において、措置実施署長は、関係署長に対し、別記第5号様式の再被害防止措置協力依頼書及び関係書類を送付し、協力を要請するものとする。

(3) 関係署長

関係署長は、(2)により措置実施署長から協力の要請を受けたときは、措置実施署長と関係の上、2に定める措置事項の実施に当たらなければならない。

(4) 担当官

担当官は、措置実施署長の指揮を受け、再被害防止措置及び関係所属との連絡調整に当たるとともに、再被害防止対象者指定書及び関係書類の保管・管理を行うものとする。

(5) 本部被害者支援担当課長

本部被害者支援担当課長は、対象者の指定及び再被害防止について、その実施状況を把握するとともに、この要綱の運用及び被害者支援に関連する事項について助言・協力する。

また、本部被害者支援担当課長は、刑事施設（刑務所、少年刑務所及び拘置所をいう。また、受刑者を収容する少年院を含む。以下同じ。）、地方更生保護委員会又は帰住先管轄保護観察所（以下「刑事施設等」という。）に対する窓口として、釈放事実等の照会・回答について一元的に対応するものとする。

2 措置事項

(1) 関連情報の収集

再被害防止に必要な関連情報を収集すること。

(2) 対象者に対する措置

対象者への連絡体制を確立し、その要望を把握するとともに、非常時の通報要領、自主警戒等について防犯指導を行い、必要に応じ、所要の警戒措置を講ずること。

(3) 加害者に対する措置

加害者の動向把握を行い、必要に応じて指導警告等の措置を講じるものとし、刑罰法令に抵触する行為を認知した場合には、厳正に対処すること。

3 実施状況の報告

(1) 担当官は、対象者又は加害者に対する措置をとったときは、その措置内容を別記第6号様式の再被害防止措置等経過票に記録するとともに、速やかに措置実施署長に報告するものとする。

(2) 措置実施署長は、次に掲げる場合には、本部捜査担当課長に対し、適当な方法によりその状況を報告しなければならない。

ア 加害者に対し指導警告等の措置をとったとき。

イ 再被害防止に関し、特異事案が発生したとき。

(3) 本部捜査担当課長は、再被害防止のために必要があると認めるときは、措置実施署長に対して、報告又は関係書類の提出を求めることができる。

第5 対象者の指定期間等

1 指定期間

指定期間は、指定の日から1年間とする。ただし、未決勾留期間及び自由刑の執行期間は算入しない。

2 指定の解除

指定期間を経過したときは、指定が解除されたものとみなす。

3 指定期間の延長等

(1) 指定期間の延長の上申

措置実施署長は、指定期間経過前に指定期間の延長の要否を検討し、その必要があると認めるときは、別記第7号様式の再被害防止対象者指定期間延長・解除上申書(以下「再被害防止対象者指定期間延長・解除上申書」という。)により、本部捜査担当課長を経由して本部長に指定期間の延長を上申するものとする。

(2) 指定期間内の解除の上申

措置実施署長は、指定期間内に次のいずれかに該当することとなったときは、再被害防止対象者指定期間延長・解除上申書により、本部捜査担当課長を経由して本部長に指定の解除を上申するものとする。

ア 加害者の言動、生活環境、健康状態、更生状況等から対象者に危害を加えるおそれがなくなったと認められるとき。

イ 対象者から要望があり、検討した結果、加害者から危害を加えられるおそれなくなったと認められるとき。

ウ 加害者が刑事施設等に収容され、対象者に危害を加えることができなくなったとき。

エ 加害者又は対象者が死亡したときその他再被害防止措置を講ずる必要がなくなったとき。

4 本部長の決定

(1) 要否の判断

本部長は、措置実施署長から3の上申がなされたときは、対象者の指定期間の延長又は解除の要否を決定するものとする。

(2) 指定期間の延長又は指定の解除の通知

本部長は、指定期間の延長又は指定の解除を決定したときは、再被害防止対象者指定期間延長・解除上申書の「指定期間延長・指定解除」欄に必要事項を記載し、当該再被害防止対象者指定期間延長・解除上申書を措置実施署長に返送するものとする。

第6 関連情報の秘密の厳守

関連情報は、適正に管理し、その秘密を厳守しなければならない。

第7 都道府県警察間の連携等

1 都道府県警察間の連携

措置実施署長は、再被害を防止する上で、関係を有する署が他の都道府県警察に属する場合には、本部捜査担当課長を経由し、当該都道府県警察の対応する本部捜査担当課長を通じて当該署長に協力を依頼するものとする。

2 警察庁に対する調整依頼

本部長は、他の都道府県警察に対し協力を依頼するため必要があるときは、管区警察局又は警察庁による調整を求めることができる。

第8 刑事施設等との連携等

1 刑事施設等との連携

本部被害者支援担当課長は、再被害防止措置の実施に当たり、検察庁、刑事施設等と連携するものとする。

2 釈放事実等の照会

被害者等からの相談、関係機関からの通報等があり、再被害を防止する上で加害者の釈放の有無を把握する必要があるときは、本部被害者支援担当課長に対し、別記第8号様式の釈放事実等照会依頼書及び関係書類により照会の依頼を行うものとする。

また、検察庁において実施している被害者等通知制度に基づき、既に被害者等に加害者の釈放に関する通知が行われている場合は、措置実施署長から当該検察庁に対し通知内容等を照会するものとする。

3 釈放等に関する情報の通報要請

本部被害者支援担当課長は、刑事施設等に対し、加害者の釈放等に関する情報の通報を要請するものとする。

4 検察庁等からの加害のおそれ等を示す情報の通報

検察庁及び刑事施設等は、釈放等に関する通報要請を行っていない加害者についても、被害者等に対して加害行為を行うおそれがあることを示す情報その他特異な動向に関する情報を覚知したときは、次のとおり警察に通報を行うので、当該通報があった場合は、対象者の指定の検討を行うなど、所要の措置を講ずるものとする。

(1) 検察庁

当該情報を覚知した検察官又は検察事務官から、事件を送致した所属に通報される。

(2) 刑事施設等

当該情報を覚知した刑事施設等から、第一審裁判所の所在地を管轄する都道府県警察の本部被害者支援担当課に通報される。

5 帰住先管轄保護観察所への加害者の特異動向の通報

仮釈放中の加害者(再被害防止対象事案)の特異動向を認知した場合には、本部被害者支援担当課長が帰住先管轄保護観察所へ適宜の方法で通報すること。

第9 対象者への関連情報の教示

1 関連情報の教示の基準

刑事施設等からの通報・回答による情報及び警察において独自に把握した加害者に関する情報の教示については、次の基準で行うこととする。

なお、加害者の釈放等に関する情報の教示は、対象者のみに行うこととし、対象者以外の被害者等から情報の教示の求めがあった場合には、検察庁の被害者等通知制度において相当と認められたときに、釈放に関する通知がなされる旨を教示すること。

(1) 加害者の釈放等に関する情報

対象者から加害者の釈放等に関する情報の教示の求めがある場合又は再被害防止のため対象者に釈放等の情報を教示する必要がある場合には、刑事施設等から通報・回答された情報のうち、次に掲げる事項に限り教示することを原則とする。ただし、刑事施設等から情報の教示について意見及び理由が付されている場合には、当該意見等を踏まえて行うこと。

ア 自由刑の執行終了による釈放については、釈放予定の場合には釈放予定月、釈放後の場合には釈放の事実及び釈放年月日とする。

イ 仮釈放、仮出場又は不定期刑の終了による釈放については、釈放後における釈放の事実及び釈放年月日とする。

ウ 自由刑の執行停止又は恩赦による釈放については、釈放後における釈放の事実及び釈放年月日とする。

エ 刑事施設に収容中の死亡、逃走又は再収容については、当該事実及び死亡等の年月日とする。

(2) 加害者に関する詳細な情報

加害者に関する情報については、(1)に掲げる事項以外の情報は原則として教示しないが、次に定めるところにより再被害防止のために特に必要がある場合に限り、対象者に教示することができる。ただし、刑事施設等から情報の教示について意見及び理由が付されている場合には、当該意見等を踏まえて行うこと。

ア 釈放予定

自由刑の執行終了による具体的な釈放予定又は仮釈放若しくは仮出場による釈放予定については、身辺警戒を開始するため又は行動範囲に注意を喚起するためなど、再被害防止のために特に必要がある場合に限り、月上旬等として教示することができる。さらに、再被害防止のために不可欠である場合に限り、釈放予定日を教示することができる。

なお、不定期刑の執行終了、自由刑の執行停止及び恩赦による釈放についても上記に準じて取り扱うものとするが、釈放の決定から釈放まで

の期間が短いため、釈放前に通報を受けることができないことがある。

イ 帰住先

対象者の行動範囲について注意を喚起するためなど、再被害防止のために特に必要がある場合に限り、次の範囲内で教示することができる。

(ア) 帰住先が対象者の住居地と同一都道府県の場合は、当該市町村名までとするが、帰住先と対象者の住居地が接近しており再被害防止のため不可欠な場合に限り、地名まで教示できることとする。

(イ) 帰住先が対象者の住居地と異なる都道府県の場合は、都道府県名までとするが、帰住先と対象者の住居地が接近しており再被害防止のため不可欠な場合に限り、地名まで教示できることとする。

ウ その他の情報

対象者の注意を喚起するためなど、再被害防止のために特に必要がある場合に相当と認められる範囲で教示することができる。

2 教示に当たっての配慮事項

(1) 被害関係者による加害者への報復が予想される場合など、教示することが適当でないとき認められるときには、教示しないこと。

(2) 教示の内容、時期、方法等については、組織的に検討するとともに、再被害防止措置の説明をするなど、対象者が不安感を抱くことのないように配慮すること。

(3) 自由刑の執行終了による釈放予定を教示する際には、仮釈放により早期に釈放されることがあるので、その旨を併せて教示すること。

(4) 加害者に関する詳細な情報を教示する際には、加害者の更生を害することのないように、教示の必要性を組織的に検討すること。

なお、対象者に対し、加害者の更生のため、教示した情報を公表することのないように注意を促すとともに、加害者が少年の場合には、少年の健全育成の重要性も併せて説明すること。

(5) 対象者に仮釈放による釈放予定を教示したが、仮釈放の許可決定が取り消された場合には、遅滞なく許可決定が取り消された旨を連絡すること。

(6) 帰住予定地は加害者の申告によるものであり、指定帰住地は地方更生保護委員会の指定によるものであることから、対象者に帰住地を教示する場合には、実際の居住地に関する確認の有無を付言すること。

(7) 被害者等に仮釈放による釈放等に関する情報を教示するときは、通報を行った地方更生保護委員会又は帰住先管轄保護観察所に対し、適宜の方法で通知すること。

第10 被害者等以外の者の保護

被害者等以外で、捜査を行うに当たり関係を有することとなる全ての者について、被疑者の逆恨み等により加害行為の対象となるおそれがあり、保護措置の必要がある場合には、この要綱を準用するものとする。

(別記様式省略)